

○ 障害児（者）日中一時受入事業概要

区 分	短期入所事業所	生活介護事業所
内 容	在宅障害児（者）の保護者又は家族の疾病、事故等の事由により、日中において監護する者がいない場合に、一時的に施設や病院で受入を行い、日中の支援を行う。	
事業者の登録	日中一時支受入事業を実施する事業所として名古屋市の登録を受ける必要あり。	
障 害 種 別	在宅の障害児、知的障害者、重症心身障害児（者）	
受入可能時間	短期入所事業所の営業時間内 （宿泊不可）	生活介護事業所の営業時間外 （宿泊不可）（※）
対 象 者	・短期入所の支給決定を受けた者	・短期入所の支給決定を受けた者 ・同一敷地の連続利用にあたっては、サービス等利用計画案等により必要性の認められた者
同 一 敷 地 の 連 続 利 用	一部可 日中活動系サービス等（※）の利用者が当該サービスの営業時間外に日中一時受入を利用する場合は、同一敷地内の日中一時受入事業所の利用可とする。 ※生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター	
利 用 日 数 （ 時 間 ）	短期入所の支給量の範囲内（日中一時受入事業の提供時間により下記の日数で算定） 4 時間以下 …0.25日 4 時間超 8 時間以下 …0.5日 8 時間超 …0.75日	

(※) 生活介護事業所の運営規定上の営業時間外（早朝・夕方以降）